平成２５年（フ）第６７５３号
東京都新宿区西落合１丁目32―19―304
債務者　恒吉　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７５４号
東京都大島町元町字水溜188―65
債務者　藤井　純子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７５７号
東京都港区海岸３丁目８－１―302
債務者　萩原ゆかり
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７５８号
東京都板橋区栄町19―16―102
債務者　本多　　敬
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７６８号
東京都杉並区高円寺北１丁目20―12　清風荘１
債務者　森脇　信之（旧姓岩渕）
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７７０号
東京都港区麻布十番２丁目８－２
債務者　松本　章宏
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７７１号
東京都江東区辰巳１丁目９―63―103
債務者　料治　成子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７７３号
東京都台東区浅草７丁目９－３―603　フォルティーノ浅草
債務者　轟　　裕司
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７７４号
東京都北区豊島６丁目１―14
債務者　菊地隆浩こと　崔　　培詠
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７７７号
東京都渋谷区恵比寿１丁目７－４―409
債務者　貝沼　幸次
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７７８号
東京都江戸川区西小岩１丁目21―２―408
債務者　土屋　裕治
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７８１号
東京都足立区伊興５丁目８―17―104
債務者　倉田　良子（旧姓南波）
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７８３号
東京都練馬区練馬４丁目30―１―106
債務者　大槻麻衣子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７８８号
東京都渋谷区神宮前３丁目３―12―101
債務者　白石由利子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７８９号
東京都中野区鷺宮４丁目28―７　三裕荘２Ｆ
債務者　近藤三千夫
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７９０号
東京都中野区鷺宮４丁目28―７　三裕荘２Ｆ
債務者　近藤　正実
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部